

よくある質問

Q1 定款には、どのような内容を記載する必要がありますか

A 定款に記載義務のある事項は、次の15項目です。【法第29条】

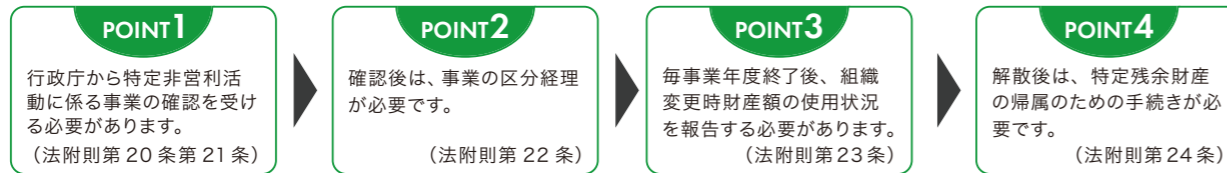
- ①事業、②名称、③事業を行う都道府県の区域、④事務所の所在地、⑤組合員たる資格に関する規定、⑥組合員の加入及び脱退に関する規定、⑦出資一口の金額及びその払込みの方法、⑧剰余金の処分及び損失の処理に関する規定、⑨準備金の額及びその積立ての方法、⑩就労創出等積立金に関する規定、⑪教育繰越金に関する規定、⑫組合員の意見を反映させる方策に関する規定、⑬役員の数及びその選挙又は選任に関する規定、⑭事業年度、⑮公告方法

Q2 剰余金の配当方法に決まりはありますか。

A 組合は、損失を填補し、一定の準備金及び就労創出等積立金並びに教育繰越金を控除した後でなければ剰余金の配当を行うことができません。また、組合員への配当は、定款で定めるところにより、従事分量配当のみを可能としています。【法第77条第1項及び第2項】

Q3 NPO法人などから組織変更する場合、注意点はありますか。

A NPO法人から労働者協同組合に組織変更した場合、剰余金のうち組織変更時財産額は原則、使用することができません。ただし、行政庁の確認を受けた事業による損失の填補にのみ、使用できる場合があります。



Q4 組合設立後に必要な手続きはありますか。

A 主に次のような場合に、行政庁（東京都知事）への報告や届出が必要になります。時期や提出が必要な書類については、専用ウェブサイトをご覧ください。

毎年度行う手続き	その他手続き
<ul style="list-style-type: none"> ①決算関係書類等の提出（対象組合：全ての労働者協同組合） ②組織変更時財産額に係る使用状況の報告（対象組合：特定非営利活動に係る事業の確認を受けた組織変更後組合） ③報酬規程等の提出（対象組合：特定労働者協同組合） 	<ul style="list-style-type: none"> ①役員の氏名又は住所に変更があった場合 ②定款を変更した場合 ③組合を解散した場合 ④他の組合と合併した場合 ⑤特定労働者協同組合の主たる事務所の所在場所を変更する場合 ⑥特定労働者協同組合の名称又は代表理事の氏名が変更した場合

Q5 特定労働者協同組合の税制上の措置とは、どのような内容ですか。

A 特定労働者協同組合等の税制は、下記一覧をご覧ください。

※厚生労働省「労働者協同組合法に係る手引き」より引用

項目	NPO法人	特定労働者協同組合	労働者協同組合	企業組合
①根拠法	特定非営利活動促進法	労働者協同組合法	労働者協同組合法	中小企業等協同組合法
②法人税法上の位置付け	公益法人等	公益法人等	普通法人	普通法人
③法人税の課税対象	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	法人税法上の収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に課税	全ての所得に課税
④法人税率	・年800万円以下の部分 15% ・年800万円超の部分 23.20%	○資本金1億円以下の法人 ・年800万円以下の部分 15% ・年800万円超の部分 23.20% ○上記以外の法人 23.20%	○資本金1億円以下の法人 ・年800万円以下の部分 15% ・年800万円超の部分 23.20% ○上記以外の法人 23.20%	○資本金1億円以下の法人 ・年800万円以下の部分 15% ・年800万円超の部分 23.20% ○上記以外の法人 23.20%
⑤寄附金に係る措置	あり	なし	なし	なし
⑥法人住民税（均等割）	最低税率	最低税率	資本等の金額や従業者数に応じて税額が増加。	資本等の金額や従業者数に応じて税額が増加。

令和4年10月1日法律施行

労働者協同組合 のご案内



●お問合せ先（平日（祝日及び年末年始を除く）10時～17時）

法律や制度概要・届出手続きに関すること

東京都産業労働局雇用就業部
調整課組合管理担当

東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 21 階

☎ 03-5320-6215

✉ Rodosya-kyodo-k@section.metro.tokyo.jp

事業内容や組織運営に関すること

事業受託者：
アデコ株式会社

東京都新宿区西新宿 1-22-2 新宿サンエービル 6F

☎ 050-4560-2078

✉ ADE.JP.rokyo@jp.adecco.com

●お問合せ先（平日（祝日及び年末年始を除く）10時～17時）

東京都 労働者協同組合のご案内



(<https://www.rodosya-kyodo-k.metro.tokyo.lg.jp/>)



1. 労働者協同組合とは

労働者協同組合とは、労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に基づいて設立された法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。



2. 労働者協同組合の主な特色

①地域における多様な需要に応じた事業ができる

労働者派遣事業を除くあらゆる事業を行うことが可能です。介護・福祉関連（訪問介護等）、子育て関連（学童保育等）、若者・困窮者支援（自立支援等）など地域における多様な需要に応じた事業を実施することができます。ただし、許認可等が必要な事業については別途その規制を受けます。

②簡便に法人格を取得でき、契約などができる

行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定められた要件を満たした上で、登記をすれば法人格が付与されます（準則主義）。組合は法人格を持つため、労働者協同組合の名義で契約等を行うことができます。

③組合員は労働契約を締結する必要がある

組合は組合員との間で労働契約を締結します。これにより、組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護されます。

④出資配当はできない

剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行います。

⑤都道府県知事による監督を受ける

都道府県知事に決算関係書類などを提出する必要があるなど、都道府県知事による監督を受けます（「よくある質問」Q4参照）。

項目	労働者協同組合	企業組合	NPO法人
根拠法	労働者協同組合法	中小企業等協同組合法	特定非営利活動促進法
設立方式	準則主義	認可主義	認証主義
最少人数	3人	4人	10人
事業	労働者派遣事業を除いて制限なし	制限なし	特定非営利活動（法に定める20分野）
出資	○	○	×
剰余金配当	できる（従事分量による）	できる（出資額及び従事分量による）	できない

3. 労働者協同組合の設立手続き

労働者協同組合は、法務局に「設立の登記」をすることで成立します。また、設立の登記から2週間以内に、行政庁（労働者協同組合の担当窓口）に「組合成立の届出」をすることが必要です。



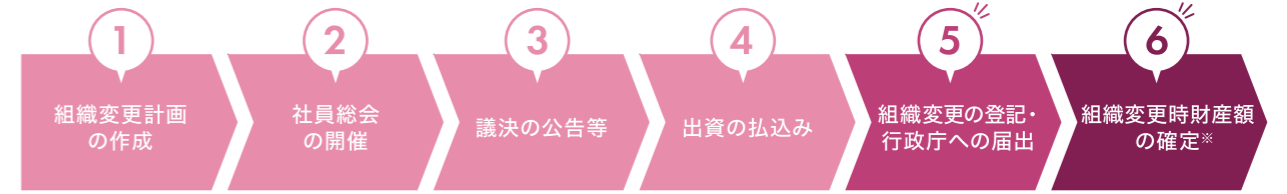
4. 労働者協同組合への組織変更手続き

企業組合又はNPO法人は労働者協同組合に組織変更することができます。組織を変更するためには、まず組織変更計画を作成します。組織変更計画で定める効力発生日に労働者協同組合となります。効力発生日から2週間以内に法務局に「組織変更の登記」（解散登記+設立登記）をするとともに、労働者協同組合の担当窓口へ「組合成立の届出」を行う必要があります。また、効力発生日から遅滞なく、企業組合又はNPO法人の担当窓口へ「組織変更の届出」を行います。なお、組織変更ができるのは、令和4年10月1日から起算して3年以内です。

①企業組合から労働者協同組合へ組織変更する場合



②NPO法人から労働者協同組合へ組織変更する場合



※ NPO法人については、NPO法人時代から保有する財産に特別な制限があります（「よくある質問」Q3参照）。組織変更時の財産額を確定するため、組織変更の登記から3箇月以内に、労働者協同組合の担当窓口まで組織変更時財産額の確定関係書類の提出が必要です。

5. 特定労働者協同組合の認定制度

- 労働者協同組合の事業の健全な発展を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するため、非営利性が徹底された労働者協同組合を行政庁が認定する制度です。
- 認定を受けた労働者協同組合（特定労働者協同組合）は、公示されるとともに、税制上の措置を受けることができます。税制上の措置については、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得について非課税とされるほか、公益法人等の軽減税率及び寄附金の損金不算入制度を除き、公益法人等に係る取扱いが適用されます（「よくある質問」Q5参照）。
- 労働者協同組合が特定労働者協同組合の認定を受けるには、次の認定基準に適合する必要があります。なお、認定基準に適合していても法律で定められた欠格事由に該当する場合は、認定を受けることができません。

《認定の基準》

- (ア) その定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること。
- (イ) その定款に解散した場合において組合員に対しその出資額を限度として分配した後の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合に帰属する旨の定めがあること。
- (ウ) (ア) 及び (イ) の定款の定め反する行為 ((ア)、(イ) 及び (エ) の基準の全てに該当していた期間において、剰余金の配当又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。) を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- (エ) 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1以下であること。

6. 提出方法・提出書類

- 提出書類や提出方法、提出先の詳細は専用ウェブサイトに記載していますのでそちらをご覧ください。
- 各手続きに必要な書類の様式も専用ウェブサイトに電子ファイルを掲載しています。
- 書類の提出方法は、①電子メール、②東京共同電子申請・届出サービスの利用、③郵送、④来庁、のいずれかです。
- ※企業組合又はNPO法人の「組織変更の届出」については、各担当窓口へお問い合わせください。

